

厚生年金基金実務基準第7号

[平成25年4月改訂]

決算時の最低責任準備金の実務基準

実務基準内容	補足
<p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 本実務基準は、精算時に基金の財政状況が大きく変動することがないように、決算時の最低責任準備金の計算として許容できる最低限の基準を設けたものである。従って、これを越えたより精緻な計算を何ら制限するものではない。</p> <p>(2) 各数値は原則として個人別に計算するものとする。ただし、同等の結果が得られる場合には、適宜グルーピングして計算することもできるものとする。</p> <p>(3) 本実務基準は平成25年3月末以降の決算に適用するものとする。</p>	<p>[精算の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解散 ・ 基金分割 ・ 基金合併 ・ 権利義務の移転又は承継
<p>2. 平成11年9月末最低責任準備金(第1号及び第2号*)</p> <p>*「平成11年9月3日付厚生省告示第192号第1項」の号数を示す。以下同じ。</p> <p>(1) 平成11年9月30日時点の最低責任準備金の修正が必要となった場合には、判明時に最低責任準備金の変更額の元利合計を加減する。ただし、大きな影響が無いと判断できる場合には、例えば判明した月の代行給付相当額に含める取扱いができるものとする。</p> <p>(2) 凍結開始日までに再加入した者であって、凍結開始日まで引き続き基金の加入員であるもの又は基金の受給待期脱退者若しくは受給者となっているものについては、平成11年9月末最低責任準備金(第1号及び第2号)に計上することとされているため、凍結開始日の翌日以降に企業年金連合会から受換金が交付された際には、当該受換額及び利息を追加計上せず、凍結開始日当初からあったものとして認識する。</p>	<p>受換金の交付年月から理論的に再加入日を求めることができるものとする。</p>
<p>3. 免除保険料(第3号～第3号の4)</p> <p>(1) 加入員毎の標準報酬月額、標準賞与額の履歴から計算する。すなわち、実際の掛金収入の有無に関わらず、免除保険料収入を払込期月に計上し最低責任準備金に加算する。なお、異動の判明が翌年度以降になった場合は、異動判明分の免除保険料収入による訂正を、判明直後の決算時に計上超過額又は計上不足額として計上する。</p> <p>ただし、掛金の調定を基礎とし、実際の掛金収入により計算することもできるものとする。</p> <p>(2) 財政再計算、加入員数の大幅変動等で免除保険料率が変わった場合は、適用日ベースでの変更とする。</p>	<p>実際の掛金収入の有無に関わらず、遡及訂正があった場合は免除保険料収入を修正後の異動月に計上し最低責任準備金に加算する。</p> <p>[ただし書きの例] 10月分(11月末納付)は10月の欄に計上する</p>

実務基準内容	補 足
<p>4. 企業年金連合会からの再加入者等(第5号～第5号の6)、他の基金からの権利義務の承継(第11号・第13号)、中途脱退者(第9号～第9号の5)、他の基金等への権利義務の移転(第12号・第14号)に係る代行給付の現価相当額</p> <p>(1) 中途脱退者、再加入者等又は他の基金等との権利義務移転承継に係る代行給付の現価相当額は、移換金又は受換金の交付日を基準日とすることとなる。ただし、移受換金の理論的な交付年月を、中途脱退日・再加入日・承継日・申出日等から求めることができるものとする。</p> <p>(2) 第5号～第5号の6、第9号～第9号の5及び第11号～第14号の適用については、「老齢年金給付の支給に関する義務の移転・承継」によることから次の取扱いとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5号 再加入日が平成11年10月1日～平成12年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・ 第5号の2 再加入日が平成12年4月1日～平成15年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・ 第5号の3 再加入日が平成15年4月1日～平成17年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・ 第5号の4 再加入日が平成17年4月1日～平成17年9月30日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・ 第5号の5 承継日が平成17年10月1日～平成22年3月31日の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する(法第165条第3項)。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合(令第52条の5の4第1号) ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合(令第52条の5の4第2号) ・ 第5号の6 承継日が平成22年4月1日以降の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する(法第165条第3項)。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合(令第52条の5の4第1号) ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合(令第52条の5の4第2号) ・ 第9号 平成11年10月1日～平成12年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・ 第9号の2 平成12年4月1日～平成15年3月31日に現価相当額を交付し 	<p>受換金の交付年月から理論的に再加入日等を求めることができるものとする。</p> <p>「中途脱退者等」とは法第165条第1項に規定する者をいう。</p>

実務基準内容	補足
<p>た中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9号の3 平成15年4月1日～平成17年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第9号の4 平成17年4月1日～平成22年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第9号の5 平成22年4月1日以降に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(法第160条第1項)。 ・第11号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した者に適用する(法第144条の2第3項)。 ・第12号 平成17年10月1日以降に他の基金等へ権利義務を移転した者にイ、ロの区分で適用する。 イ：基金に権利義務を移転した場合(法第144条の2第3項) ロ：確定給付企業年金に権利義務を移転した場合(D B 法第110条の2第3項) ・第13号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した中途脱退者に適用する(法第144条の3第3項)。 ・第14号 平成17年10月1日以降に他の基金へ権利義務を移転した中途脱退者に適用する(法第144条の3第3項)。 <p>(3) 代行給付の現価相当額とは、次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号～第5号の3及び第9号～第9号の3 代行給付相当額に昭和50年厚生省告示第32号に規定されている最低責任準備金率を乗じたもの。 ・第5号の4、第5号の5イ、第5号の6イ、第9号の4及び第9号の5 次の①と②を合算した額 ① 代行部分相当額のうち平成17年4月1日前の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成16年厚生労働省告示第358号第1号ロに定める数を乗じて得た額 ② 代行部分相当額のうち平成17年4月1日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成16年厚生労働省告示第358号第2号ロに定める数を乗じて得た額 ・第5号の5ロ及び第5号の6ロ 次の①に②を乗じ、③で除した額 ① 企業年金連合会の最低責任準備金(法第85条の2に規定する責任準備金) ② 解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額 ③ 企業年金連合会の過去期間代行給付現価の額 ・第11号、第13号 移換を受けた年金給付等積立金(法第132条第2項に規定する額に相当する額)の額 ・第12号イ 移換した年金給付等積立金(法第132条第2項に規定する額に 	<p>D B 法第110条の2第6項により解散基金加入員とみなす。</p> <p>第5号の4、第5号の5イ及び第9号の4の計算に用いる平成16年厚生労働省告示は平成22年改正前のものである。</p>

実務基準内容	補 足
<p>相当する額) の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第12号ロ <p>次の①に②を乗じ、③で除した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基金の最低責任準備金(法第161条第1項に規定する責任準備金) ②解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額 ③基金の過去期間代行給付現価の額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第14号 <p>移換した年金給付等積立金(法第132条第2項に規定する額に相当する額) の額</p> <p>(4) 加入員等の記録に訂正があった場合など、年度をまたいで訂正すべき事由が発生した場合には、計上超過額又は計上不足額として処理する。</p> <p>ただし、影響が軽微な場合には、例えば判明した月の異動として処理することもできるものとする。</p>	
<p>5. 代行給付相当額(第7号～第8号の5)</p> <p>(1) 代行給付相当額の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代行給付相当額は、厚生年金基金の年金給付のうち、「仮に基金が無かったとしたら、国が老齢厚生年金として追加して払わねばならない老齢年金給付」として定義される。 ② 上記の老齢年金給付は政府負担金を控除した額とし、各月に支払うべき金額として老齢厚生年金の支払義務が発生した額を認識する。 <p>支給停止額の算出方法としては次の2つの方法が可能であり、基金がいずれかを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金保険法の定めに従い、各人別に支給停止額の判定を行う方法(以下、7号方法という) ・ 支給開始年齢に到達したもののうち、昭和60年改正法附則第84条第4項の政令で定める率を乗じた額が支払い対象となる(即ち「1-昭和60年改正法附則第84条第4項の政令で定める率」を乗じた額が支給停止となる)と仮定して算出する方法(以下、8号方法という) <p>本実務基準での支給停止についての記載は、8号方法による場合のものである。</p> <p>(2) 代行給付の対象者に関する基準</p> <p>代行給付の対象となる者は、老齢厚生年金の受給権を有する</p>	<p>第7号方式の場合、法第44条の3による支給の繰下げ者については、繰下げ後の額により算定する。</p> <p>→ 10. 本実務基準の決定根拠(3)</p>

実務基準内容	補足
<p>者である。ただし、基金の加入員期間以外の期間(厚生年金保険の被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間など)による判定条件など、基金が通常有しているデータからは判定できないものもあり、以下のような方法をとることとする。</p> <p>①基金の年金の受給権者であって政府負担金の有無が判定できる場合は、これをもって受給権有無の判定を行う。</p> <p>②基金の年金の受給権者であって政府負担金の有無が判定できない場合には、法第42条第2号に該当するものとして、年齢のみにより判定を行い代行給付の対象とすることができる。</p> <p>③老齢厚生年金の支給開始年齢を超えて基金に加入中である者については、代行給付の対象とすることができる。</p> <p>④基金の喪失者(中途脱退者を除く)であって基金の年金が未裁定である者については、老齢厚生年金の支給開始年齢を超えている者を代行給付の対象とすることができる。</p> <p>⑤ ④にかかわらず、未裁定者については代行給付の対象とせず、裁定が行われた時に支給開始時期に遡って代行給付を計上する方法をとることもできる。</p> <p>①～④の判定は、決算時点のデータを用いることができるが、判定に用いる年齢の算出は各月末時点で行うものとする。</p>	<p>基金の老齢年金給付の裁定請求が行われた場合には、政府負担金の確認が行われると考えられる。</p> <p>なお、政府負担金がゼロでも受給権を有する場合があることに留意すること。</p> <p>老齢厚生年金が全額支給停止されている者も、8号方法では代行給付の対象となる。</p> <p>裁定請求が遅れ、裁定時に過去に遡って年金支給が行われる場合、④の方法では遡及期間分の代行給付相当額は既に計上済であることに注意する。</p> <p>本来は、代行給付相当額は発生ベースで捉えるべきものであるが、裁定が行われたことで受給権が確定してから計上するという主旨である。</p>
<p>(3) 代行給付相当額の算出</p> <p>①代行給付相当額 [記号の説明]</p> <p>t : 平成15年3月31日以前の加入員期間 t_1 : 昭和61年3月31日以前の加入員期間 t_2 : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員期間 t_3 : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間 t_4 : 平成17年4月1日以降の加入員期間 B : 平成15年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B_1 : 昭和61年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額 B_2 : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員</p>	<p>平成11年度下半期の各月に係る代行給付相当額を算出する場合は、昭和17年4月1日以前に生まれた者については$a(i)$を、昭和17年4月2日以降に生まれた者には$b(i)$を適用する。その際の乗率Sは、平成12年法改正前の別表第7による。</p> <p>将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金にあっては、支給義務免除前の加入員期間を用いる。</p>

実務基準内容	補 足
<p>期間にかかる平均標準報酬月額 B_3 : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準給与額 B_4 : 平成17年4月1日以後の加入員期間にかかる平均標準給与額 S : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率（平成12年改正後） S_1 : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率（平成15年改正後）</p> <p>a. 昭和15年4月1日以前に生まれた者 (i) 平成12年4月～平成17年3月 $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ (ii) 平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 対象なし (iii) 平成17年4月以降で65歳以上 $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>b. 昭和15年4月2日以後、昭和18年4月1日までに生まれた者 (i) 平成12年4月～平成17年3月 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ (ii) 平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ (iii) 平成17年4月以降で65歳以上 $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>c. 昭和18年4月2日以後、昭和21年4月1日までに生まれた者 (i) 平成12年4月～平成17年3月 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$ (ii) 平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$ (iii) 平成17年4月以降で65歳以上 $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$</p> <p>d. 昭和21年4月2日以後に生まれた者 (i) 平成12年4月～平成17年3月 $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000$ (ii) 平成17年4月以降で60歳以上65歳未満</p>	

実務基準内容	補 足
<p style="text-align: center;"> $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000$ </p> <p>(iii)平成17年4月以降で65歳以上</p> <p style="text-align: center;"> $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$ </p> <p>②算出に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行給付相当額の算出は各人毎を原則とするが、同等の計算結果が得られることが合理的に推察される場合には、年齢、期間毎の集団計算や、標準報酬月額、標準賞与額を平均せず累計を元にして計算する等、算式の順序を入替えることは問題無い。 ・代行給付相当額の算出は、各月毎のデータの状態を反映して算出することとされているが、決算時にしか算定を行わない場合でも、決算時点のデータから各月末を合理的に復元して算出することによって、期中の訂正も反映される。 ・各人別の代行給付相当額を算定する際に、例えば代行年金額から政府負担金相当額を控除するなど、結果として①の算出と同等の効果が得られる算式の変形は認められる。年金の差し止めなど、将来支払うことが確実な給付が一時的に停止するような場合でも、経過月毎に支払対象月の代行給付相当額として認識すること。ただし、影響が軽微であると認められる場合には、見込まないことができる。 <p>(4)遡及訂正の取扱い</p> <p>①最低責任準備金の算出は告示上は各月毎の計算となっているが、実際には年度末決算時点での報告となるため、決算時点のデータで期中各月の代行給付相当額の算出を行うことも可能である。(3)②でも述べたとおり、期中の取り消し訂正が自然に反映される。</p> <p>②毎月末時点で代行給付相当額の算出作業を行う場合は、基準月の前月以前に遡って代行給付相当額を取消訂正・新規適用する異動が生じた際に、当該異動により生じる基準月以前の代行給付相当額の調整を行う必要が生じる。この際、調整分は凍結期間中の各月毎に割振り、各月から基準月までの利息を付して計上する。</p> <p>③決算時点のデータをもとに算定する場合には、年度を超えて遡る異動が生じた場合に②と同様の処理を行う。</p> <p>④基金においては、各月末において加入員・受給者の静態的データ(各人の履歴を含む)を把握する管理を行っているため、②③における「遡及して適用する異動」を把握することができない場合には、次の方法によることを原則とする。</p>	<p>図1 参照 各月毎のデータをもとに算定する場合は、年度内の遡及も配慮する。</p> <p>図2 参照</p> <p>図1 参照 大きな影響がないと判断できる場合には、遡及異動の影響を一定期間(例えば年度内など)に限定して計上することもできる。</p> <p>図3 参照</p>

実務基準内容	補 足
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当月(年度)末のデータにより、平成11年10月以降各月末の状態を復元し、各月の代行給付相当額を復元する。 ・ 算出結果を前月(前年度)までの各月の代行給付相当額の算出結果と比較し、各月の差額を算出する。 ・ 各月の差額に前年度末までの利息を付し、計上超過(不足)額を算出する。 <p>この方法による場合も、各月毎に差額による影響が大きくなると基金が判断する場合には、総額を当月末(前年度末)の異動として捉えることができる。</p> <p>ただし、通常は遡及期間が長くなるほど適用する異動の発生度合いは小さくなることから、ある程度恒常的に遡及適用が行われると想定される期間(例えば1年間)の復元に限定することができる。</p>	<p>復元には、失権データ及び年金額の改訂履歴の考慮が必要であることに留意。</p> <p>決算時点のデータで算定する場合は、前年度の各月の算出結果は決算で報告されている。</p> <p>想定した期間を超えた期間において大きな遡及訂正が生じた場合には、月末(年度末)にその分を織込む必要性について再検討すること。</p>
<p>6. 給付現価負担金 (第15号)</p> <p>何らかの事情で確定値を使用できない場合には、給付現価負担金は前年度末の決算結果にもとづく予定額を使用することも可とする。</p>	<p>基準日において翌年3月の交付予定額を計上する必要はない。</p>
<p>7. 離婚分割移換金 (第16号)</p> <p>何らかの事情で確定値を使用できない場合には、離婚分割移換金は基準日までに納入告知された額を使用することも可とする。</p>	
<p>8. 過去期間代行給付現価</p> <p>計算基準日時点の加入員及び加入員であったものを対象として算定する。</p>	<p>決算では基本プラスアルファ部分の数理債務の算定対象者と同一となる。</p>

実務基準内容	補足
<p>9. 決算年度内に合併、分割、権利義務の移転又は承継があった場合の様式の記載方法</p> <p>決算年度内に合併、分割、権利義務の移転又は承継があった場合の最低責任準備金は次のとおりとなる。</p> <p>(1) 合併 合併する基金の合計額を記入する。</p> <p>(2) 分割 分割前は分割前基金の額を、分割後は分割後基金に係る額をそれぞれ記入する。</p> <p>(3) 権利義務の移転又は承継 移転日の属する月の最低責任準備金(月末)に加減する。</p>	
<p>10. 本実務基準の決定根拠</p> <p>(1) 最低責任準備金は、本来は告示等に基づいて精緻に計算されるべきものであるが、本実務基準では基金が自己のデータの範囲内で十分な注意を持って算定を行う場合に、決算で行うことができる取扱いを示すこととした。</p> <p>(2) 本実務基準によらない方法であっても、基金が自己の責任において精算に耐えうる金額として決定する手法に関しては、これを否定するものではない。ただし、本基準から大きく乖離する方法を取る場合においては、当局の了解が必要であることに注意する。</p> <p>(3) 本実務基準では、代行給付相当額の算定において、支給停止については8号方法によるものを記載したが、これは7号方法を否定するものではない。 7号方法を選択した場合においては、厚生年金保険法に定める支給停止額を判定し反映させることを制限するものではない。</p>	<p>基金と当局の合意のもとに行われる手法については、当会は意見を述べるものではない。</p> <p>代行給付相当額算定においては、基金において適正な計算が行われるよう、年金数理人は必要な助言を行うものとする。</p>

以上

図1

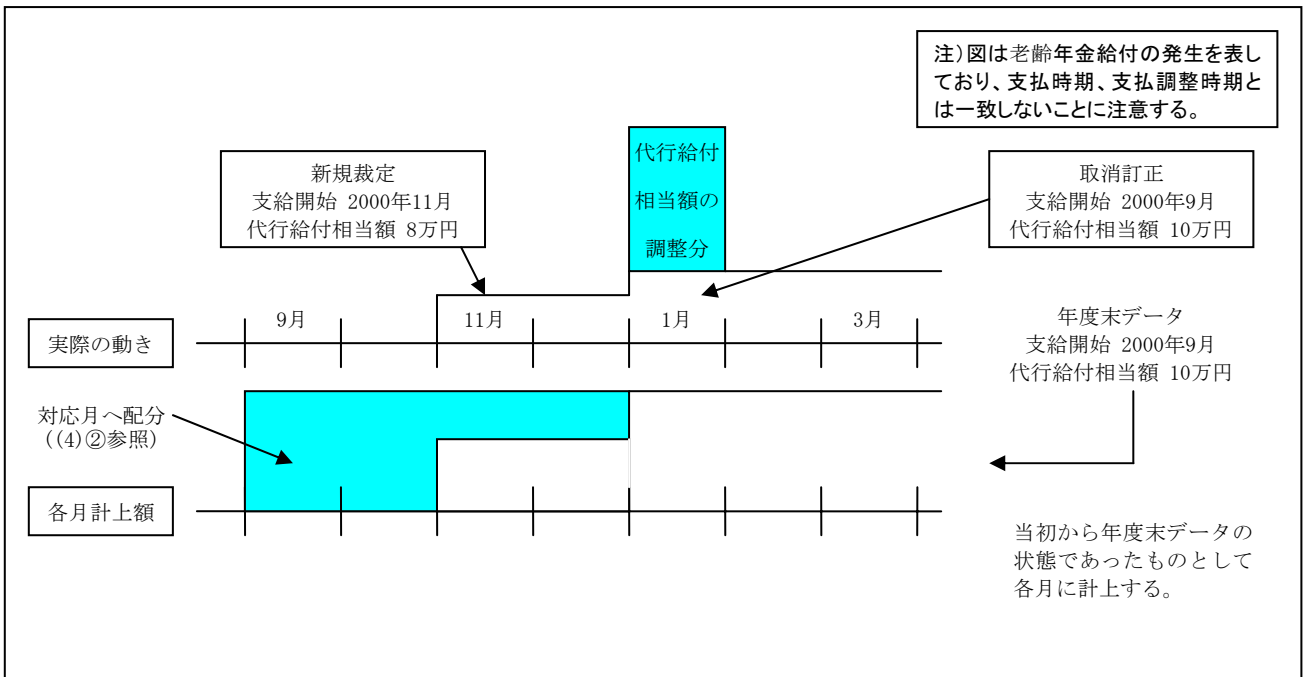


図2

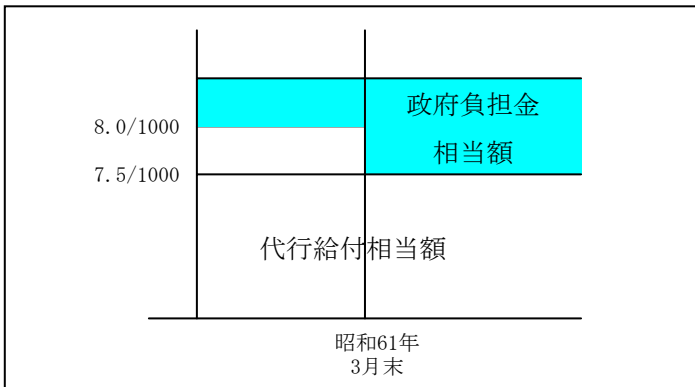


図3

